

施設の再開時の感染防止策チェックリスト（施設管理者向け①）

全般的な事項

- 感染防止のため施設管理者自ら実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示すること
- 各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること
- 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
- 利用者より提出を求めた書面がある場合には、個人情報の取り扱いに注意しながら保存期間を定めて保存しておくこと
- 地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと

施設の予約時の対応

施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- 利用者が以下の事項に該当する場合は、利用を見合わせるよう呼びかけること
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合
- マスク（品質の確かな、できれば不織布）を持参し、受付時など屋内での会話や屋外でも十分な身体的距離（2m以上を目安）が確保できない状況で会話をする際には必要に応じてマスクを着用すること（※）
（※）病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じること。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

当日の利用受付時の対応

- 受付窓口には、手指消毒薬を設置すること
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること
（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することもある。また、入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合に払い戻すことが可能なよう規定を設けることもある。）
- 人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、必要に応じてアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。ただし設置にあたっては空気の流れを阻害しない配置に留意すること。
- 利用者が距離を置いて（できるだけ2mを目安に（最低1m））並べるように目印の設置等を行うこと
- 受付を行うスタッフには、マスク（品質の確かな、できれば不織布）を着用させること
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと
新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、施設のホームページ等に迅速に掲載する旨、利用者へ周知すること。
- 利用者へ以下の事項について確認を求めること（該当がないか等）
 - 利用当日の体温
 - 利用前7日間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 利用前5日間における以下の事項の有無
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触の有無
- 利用者が必要に応じてマスク（品質の確かな、できれば不織布）を準備しているか確認すること
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

本チェックリストは、スポーツ庁の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」チェックリストをもとに作成している。

施設の再開時の感染防止策チェックリスト（施設管理者向け②）

施設管理者が準備すべき事項の対応

□手洗い場所

- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は使用を可とする。）
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること

□更衣室（シャワー室を含む）、休憩スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、マスクの着用や換気を徹底し、大声を出さない場合であれば、人と人が触れ合わない距離での間隔とすること。
- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、手すり、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、定期的かつこまめに消毒すること
- 換気扇を常に回す、または換気用の小窓を可能な範囲で2方向あける等、換気に配慮すること
- 入退室の前後での手洗いを徹底すること（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を徹底すること）

□洗面所（トイレ）

- トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、手すり、水洗トイレのレバー等）については、定期的に消毒すること
- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。）
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限や利用時間をずらす工夫を行うとともに、人と人との十分な間隔をあけた整列を促すなどの対策を行うこと。
- 換気扇を常に回す、または換気用の小窓を可能な範囲で2方向開ける等、換気に配慮すること

□スポーツ用具の管理

- 利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知すること
- やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻りに触れる箇所を工夫して最低限にした上で、定期的かつこまめに消毒すること
- スポーツ用具の貸出を行う場合は、
 - 貸出を行った利用者を持定できる工夫をすること
 - 貸出前後に消毒すること

□観客の管理

- 施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないようにすること
- 選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること
- イベントが開催される場合は、入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うこと

□運動・スポーツを行う施設的环境

- 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと（1時間に2回以上、かつ1回に5分以上、又は常時換気で、必要な換気量の目安：1人当たり換気量30m³/時）
- 体育館の床を定期的に清掃すること
- プールの水質基準を適切に管理するなど、関係法令等に従うこと
- プールにおいては、例えば遊泳プール等で密な状態（いわゆる手洗い状態）とならないようにすること
- 体育館等の施設においても、密な状態とならないようにすること

□施設の入口

- 手指の消毒設備を設置すること
- 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること

□ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

□清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤、次亜塩素水（一定の条件を満たすもの）、亜塩素酸水等を用いて清掃すること
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒すること

□スタッフの管理等

- 感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用し、感染予防管理対策を周知・徹底すること
- 健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること
- 発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフは、出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談すること
- ワクチン接種については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」等を参照すること
- 発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤自粛を図り、特に65歳未満の重症化リスクが少ない者であって、症状が軽い又は無症状の者で自己検査結果が陽性であった場合は健康フォローアップセンター等に連絡して健康観察を受けること
- 産業医等が適切に対応できる職場では、軽症状のスタッフを対象とした抗原定性検査等の積極的な活用を検討すること
- 職場における抗原定性検査キットによる検査を実施する場合には、検査を管理する従業員を定め、国が承認した検査キットを用いること。この場合、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等の重症化リストの高い方は、検査の実施により医療機関へ受信が遅れることのないように留意すること。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること
- 事務作業等を行う場合は、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施を積極的に検討すること
- 会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討すること。

□その他

- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

本チェックリストは、スポーツ庁の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」チェックリストをもとに作成している。

施設の再開時の感染防止策チェックリスト（利用者向け）

利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合
- マスク（品質の確かな、できれば不織布）を持参し、受付など屋内での会話や屋外でも十分な身体的距離（2 m以上を目安）が確保できない状況で会話するには必要に応じてマスクを着用すること（※）
 - （※）病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じること
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすることがあること
（※）感染予防の観点からは、少なくとも2 mの距離を空けることが適当である。
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については、パーティション（アクリル板等）を設置する、又は座席の間隔を1 m以上確保し、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること（飲食時以外はマスク着用を徹底）
- 飲食する場所は換気を十分に行うこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと
- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること